

大津市学区体育団体活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大津市学区体育団体の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市民スポーツの普及及び振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「学区体育団体」とは、市内の学区を単位として各学区における運動・スポーツの普及及び振興を図ることを目的として活動する団体であって、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 学区民に対して、年齢を問わず、多様な運動・スポーツ機会を提供していること。
- (2) 大津市及び大津市スポーツ協会が主催する学区対抗大会への参加資格を有していること。
- (3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項に規定するスポーツ推進委員の候補者を育成し、本市に推薦するものであること。

(補助対象者)

第3条 この要綱による学区体育団体活動補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、学区体育団体及びまちづくり協議会（構成団体として学区体育団体を含むものに限る。）とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、学区体育団体の活動のうち、市民スポーツの普及及び振興に資すると認められるもの（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 交際費、慶弔費、懇親会費、負担金、積立金等
- (2) 市の規定に比して著しく高額な報酬、賃金、旅費
- (3) 慰労的な性質の強い視察旅行等に係る旅費
- (4) 備品（使用可能期間が1年以上の資産であって、取得価格が100,000円以上のものをいう。）の購入費
- (5) 補助金収入以外で賄うべき経費

(6) その他市長が適当でないとする経費

2 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内で、当該学区体育団体に係る世帯数、所在、学区対抗競技大会への参加回数等を考慮して毎年度市長が別に定めた額を上限とする。

（交付申請の時期）

第4条の2 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）

第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業に着手した後に行うことができる。ただし、市長が別に定める期限を経過したときは、この限りでない。

（交付申請書）

第5条 規則第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市学区体育団体活動補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 団体規約等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市学区体育団体活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市学区体育団体活動補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市学区体育団体活動補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市学区体育団体活動補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、

大津市学区体育団体活動補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市学区体育団体活動補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市学区体育団体活動補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市学区体育団体活動補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市学区体育団体活動補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市学区体育団体活動補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市学区体育団体活動補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支払証明書又は領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市学区体育団体活動補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市学区体育団体活動補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市学区体育団体活動補助金交付請求書（様式第15号）とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市学区体育団体活動補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市学区体育団体活動補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月5日から施行し、平成28年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行し、平成28年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

大津市学区体育団体活動補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市学区体育団体活動補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日	着 手 年 月 日
及び完了予定年月日	完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 役員名簿 (4) 団体規約等

様式第2号（第6条関係）

大津市学区体育団体活動補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市学区体育団体活動補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市学区体育団体補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) この補助金に対する事業結果報告書、収支決算書及び領収書(写し)等を 年 月 日までに必ず提出してください。 (3) この補助金の使途については、大津市監査委員の監査を受けることがあります。 (4) 以上の各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

様式第3号（第6条関係）

大津市学区体育団体活動補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市学区体育団体活動補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第7条関係）

大津市学区体育団体活動補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市学区体育団体活動補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市学区体育団体活動補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市学区体育団体活動補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した 条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市学区体育団体活動補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市学区体育団体活動補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第8条関係）

大津市学区体育団体活動補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市学区体育団体活動補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第9条関係）

大津市学区体育団体活動補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市学区体育団体活動補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市学区体育団体活動補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市学区体育団体活動補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市学区体育団体活動補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市学区体育団体活動補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第 11 号（第 9 条関係）

大津市学区体育団体活動補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市学区体育団体活動補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
承認しないことと決定した理由	

様式第12号（第10条関係）

大津市学区体育団体活動補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 所在地

団体名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市学区体育団体活動補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 支払証明書又は領収書等の写し(明細を記したものを含む。)

様式第13号（第11条関係）

大津市学区体育団体活動補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市学区体育団体活動補助事業について、次のとおり大津市学区体育団体活動補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第12条関係）

大津市学区体育団体活動補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市学区体育
団体活動補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとお
り請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助（ 学区）
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
金 融 機 関 振 込 先	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第15号（第13条関係）

大津市学区体育団体活動補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市学区体育団体活動補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助（ 学区）
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
金 融 機 関 振 込 先	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第16号（第14条関係）

大津市学区体育団体活動補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市学区体育団体活動補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
交付決定(確定)金額	
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号（第15条関係）

大津市学区体育団体活動補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市学区体育団体活動補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市学区体育団体活動補助(学区)
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。